

## 業務委託仮契約書(案)

- |                     |                   |   |
|---------------------|-------------------|---|
| 1 事業年度及び番号          | 令和2年度～令和3年度       |   |
| 2 業務の名称             | 御坊市新庁舎建設事業 実施設計業務 |   |
| 3 業務の場所             | 御坊市 藪350番地 外 地内   |   |
| 4 履行期間              | 着手 議会議決があった日の翌日   |   |
|                     | 完了 令和 年 月 日 (予定)  |   |
| 5 委託金額              |                   | 円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |                   | 円 |
| 6 契約保証金             |                   | 円 |
| 7 部分払いを受けることのできる回数  | 令和2年度             | 回 |
|                     | 令和3年度             | 回 |
| 8 前払金を請求することのできる金額  |                   | 円 |

上記の業務について、御坊市を発注者とし、  
を受注者として、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項に  
よって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、発注者及び受注者はそれぞれ記名押印の上、各自  
その1通を保有する。

年 月 日

発注者 御坊市長 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（発注者が御坊市新庁舎建設事業 設計・施工者選定公募型プロポーザルの公告において公表した、実施要領、評価基準書、要求水準、基本設計図書、この契約書、その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）及び提案書等（受注者が本事業のプロポーザル手続きにおいて発注者に提出した技術提案書、VE提案書、発注者からの質疑に対する回答及びその他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び要求水準書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本事業に係る業務（御坊市新庁舎建設事業に関する設計業務、施工業務をいう。以下同じ。なお、以下、その設計業務を「本設計業務」、その施工業務を「本施工業務」といい、それら業務を総称して「本業務」という。）のうち本設計業務を契約書記載の履行期間内に完了完成し、実施設計図書等（受注者が、実施設計業務の履行として、要求水準書等及び提案書等に基づいて、工事目的物を建設する為に作成し発注者に提出する実施設計図書、各種許認可申請図等及び工事目的物を建設する為に必要な一切の書類等をいう。以下同じ。）、業務報告書等（業務報告書及び発注者が指示した書類をいう。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、同意、合意及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 発注者及び受注者は、この契約に関して協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者が受注者に対して行うべきこの契約に基づくすべての行為は共同企業体の代表者に対して行うことで、発注者が当該代表者に対して行ったそれらの行為は当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為については当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 受注者が複数企業によるグループを構成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を当該グループの代表者に対して行うことで、発注者が当該代表者に対して行ったそれらの行為は、当該グループのすべての構成員に対して行ったものとみなす。また受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為については当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 要求水準書等に明示されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(設計業務)

- 第1条の2 受注者は、要求水準書等及び提案書等に基づき、基本設計を点検し、発注者が合意した提案等を反映した上で、本工事目的物の実施設計を行うものとする。
- 2 受注者は、本契約締結後速やかに設計業務の工程表その他必要な書類（以下「設計業務着手時

提出書類」という。)を提出し、設計業務に着手するものとする。

- 3 受注者は、事前に定める期日（公共建築工事積算基準等に基づく工事費積算を開始する前）までに、発注者に対して実施設計図書等を提出し、中間確認を受けなければならない。
- 4 受注者は、本工事目的物の実施設計が完了したときは、実施設計図書等及び公共建築工事積算基準に基づいて算出した詳細な工事費内訳書（以下「詳細内訳書」という。）を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。
- 5 発注者は、第3項及び第4項の規定に基づく提出を受けたときは、その提出を受けた日から10日以内に、実施設計業務の中間確認又は完了確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 前項の規定による検査の結果、提出された実施設計図書等が、法令、本契約の規定若しくは要求水準書等及び提案書等を満たさず、又は発注者及び発注者の協議において合意された内容に合致しない場合、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。
- 7 受注者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受注者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。当該是正を行うにおいて受注者に増加費用の負担や損害が発生したときにおいて、受注者がかかる是正を要する事項が要求水準書等又は発注者若しくは監督員の指図が不相当であったことに基づくこと及びその増加費用額や損害額を書面等により証明したうえで請求してきた場合は、発注者は合理適な範囲でその負担をするものとする。ただし、受注者が要求水準書等又は発注者若しくは監督員の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、第7項に規定する再検査の場合に準用する。
- 9 受注者は、実施設計図書等の合格の通知を受けた後、速やかに実施設計完了届けを発注者に提出しなければならない。
- 11 本施工業務の着手時期により、実施設計図書等及び詳細内訳書の提出を段階的に行う必要がある場合においては、受注者は実施設計業務着手時提出書類にその旨を記載し、発注者と協議のうえ、両者間で対応を決定するものとする。

（設計業務に係る貸与品等）

第1条の3 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品（以下「設計業務貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡し時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 受注者は、設計業務貸与品等の引渡しを受けたときは、その日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、設計業務貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了、実施設計図書等の変更等によって不要になった設計業務貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により設計業務貸与品等が滅失若しくは毀損し又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計業務における矛盾点の解消）

第1条の4 受注者が本設計業務を遂行するにあたり、要求水準書等、発注者と受注者の協議内容、若しくは発注者の指示が相互に矛盾し、又はそれぞれの内容が不十分若しくは不適切であること（以下「矛盾等」という。）が判明した場合は、発注者及び受注者は、速やかに協議をしてその矛盾等を解消しなければならない。

- 2 前項の場合において、協議が成立し矛盾等が解消したときは、受注者は、その協議内容に従って本設計業務を遂行しなければならない。この場合の取り扱いは次の各号による。
  - (1) 矛盾等が発注者の責めに帰すべき事由により発生した場合、受注者は発注者に対して、発

注者との協議に基づいて、必要と認められる合理的な設計業務の履行期間の変更及び契約額の変更並びに受注者が損害を受けているときはその賠償を請求することができる。

(2) 矛盾等が発注者及び受注者双方の責めに帰すことのできない事由により発生した場合、受注者は発注者に対して、必要と認められる設計業務の履行期間の変更及び契約額の変更について協議を求めることができる。この場合において、発注者は受注者との合意によりそれらを変更するものとするが、受注者は損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(3) 矛盾等が受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合、発注者は受注者に対して、発生した損害があるときはその賠償を請求することができる。

(設計成果物の瑕疵)

第1条の5 発注者は、第23条に基づき提出された実施設計図書等に瑕疵があることが発見された場合、受注者に対して、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、その瑕疵が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくものであることを受注者が証明したときは、この限りでない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第23条第5項及び第8項による検査や再検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の請求は、本工事目的物の工事完成引渡し後2年以内に行わなければならない。ただし、この場合にあっても本設計業務完了の日から10年を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、実施設計図書等の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、本設計業務完了の日から10年とする。

5 第1項の規定は、実施設計図書等の瑕疵が、要求水準書等又は発注者の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、又は善良なる管理者としての注意義務を果たせば知ることができたときは、この限りでない。

(監督員)

第2条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の統括責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 本設計業務の履行についての受注者又は受注者の設計管理技術者に対する指示、承諾又は協議

(4) 設計成果物の承諾

(5) 要求水準書等及び実施設計図書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(6) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、同意、合意及び解除については、要求水

準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
- 7 発注者は、本事業を推進するにあたって必要な業務を委託する者（以下「CMR」という。）を定める場合がある。発注者は、CMRを定めた場合、その業務の概要、当該企業の代表者の氏名又は名称及び住所、担当者の氏名を書面にて受注者に通知しなければならない。
- 8 CMRの指示は、発注者及び監督員の指示に準ずる。またCMRの指示が要求水準書等の内容や発注者、監督員の指示と齟齬がある場合は、受注者はその旨を発注者及び監督員、CMRに報告し、指示内容の統一を求めなければならない。

（統括責任者）

第2条の2 受注者は、この契約の締結後速やかに、要求水準書等及び提案書等に基づき、本事業を統括する統括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により、前項に定める者として技術提案書に記載されたものを選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、そのものと同等の能力を有する者を統括責任者とすることができる。
- 3 統括責任者は、第2条の3に定める設計管理技術者、第2条の4に定めるコスト管理責任者を統括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行うものとする。
- 4 統括責任者は、第2条の3に定める設計管理技術者、又は第2条の4に定めるコスト管理責任者を兼ねることができる。
- 5 統括責任者は、本施工業務について発注者と受注者の間で締結する建設工事請負契約書（以下「工事契約」という。）に定める統括責任者を兼ねなければならない。

（設計管理技術者等）

第2条の3 受注者は、設計業務の開始までに、要求水準書等及び提案書等に基づき、本設計業務を統括する設計管理技術者及び工種ごとの設計主任技術者（以下「設計管理技術者等」という）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により、前項に定める者として技術提案書に記載された者を選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、その者と同等の能力を有する者を設計管理技術者又は設計主任技術者とすることができる。
- 3 設計管理技術者は、統括責任者と連携し、設計業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。
- 4 設計管理技術者は、統括責任者を兼ねることができる。

（コスト管理責任者）

第2条の4 受注者は、設計業務の開始までに、要求水準書等及び提案書等に基づき、コスト管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により、前項に定める者として技術提案書に記載された者を選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、その者と同等の能力を有する者をコスト管理責任者とすることができる。
- 3 コスト管理責任者は、統括責任者と連携し、本設計業務及び本施工業務において、設計から施工、完成に至るまで、一貫してコスト管理を行うものとする。
- 4 コスト管理責任者は、統括責任者を兼ねることができる。
- 5 コスト管理責任者は、工事契約に定めるコスト管理責任者を兼ねなければならない。

（履行報告）

第2条の5 受注者は、統括責任者を通じて、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(事業関係者に関する措置請求)

第2条の6 発注者は、本設計業務全般に関し、統括責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者は、本設計業務に関し、設計管理技術者等、又は受注者の使用人若しくは受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前4項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に係る事項について決定のうえ、その結果を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に係る事項について決定のうえ、その結果を受注者に通知しなければならない。

(業務工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に要求水準書等に基づく業務工程表を作成して、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により提出された業務工程表について、必要があるときは、受注者と協議してその内容等について、変更することができる。

(契約の保証)

第3条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、委託金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委任し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の業務成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

3 受注者は、下記のを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しては

ならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- ① 実施設計業務の成果物（実施設計図等及び未完成の実実施設計図書等を作成する過程での成果物やV E 提案内容、打合せ記録等一切を含む。以下「設計成果物」という。）及び業務を行ううえで得られた記録等

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は要求水準書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、委託業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

5 受注者は、委託業務の一部について第三者に委託した場合、発注者に対し、当該第三者の受託に基づく行為すべてについて責任を負う。

（委託業務の調査等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

2 発注者は、この契約による業務成果品の一部を必要としたときは、受注者に対してその提出を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第7条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行期間の延長）

第8条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めるものとする。

（条件変更等）

第8条の2 受注者は、本設計業務及び本施工業務に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等及び実施設計図書等における記載が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 要求水準書等及び実施設計図書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 要求水準書等及び実施設計図書等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書等及び実施設計図書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会

いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、実施設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し要求水準書等又は実施設計図書等を訂正する必要があるもの  
要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書等については発注者の指示により受注者が行う。
  - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書等又は実施設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの  
要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書等については発注者の指示により受注者が行う。
  - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し要求水準書等又は実施設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの  
発注者と受注者が協議のうえ、要求水準書等については発注者が行い、実施設計図書等については発注者の指示により受注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等又は実施設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（要求水準書等及び実施設計図書等の変更）

第 8 条の 3 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等（入札等公告は除く。）及び実施設計図書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等及び実施設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 9 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（不可抗力による損害）

第 9 条の 2 成果物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される義務の出来形部分（以下この条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
  - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、委託金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
  - 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
    - (1) 業務の出来形部分に関する損害  
損害を受けた出来形部分に相応する委託金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
    - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
  - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。  
(履行遅滞の場合における損害金等)
- 第10条 受注者の責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、委託金額に対して遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額とする。
  - 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の支払を発注者に請求することができる。  
(検査及び引渡し)
- 第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に業務成果品について検査を行わなければならない。この場合において、発注者は当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。
  - 3 前項の検査の結果不合格となり、この契約の目的物について補正を求められたときは、受注者は遅滞なく、当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
  - 5 発注者は、第2項の検査（前項で準用される再検査を含む。）によって委託業務の完成を確認した後、受注者が業務成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務成果品の引渡しを受けなければならない。
  - 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務成果品の引渡しを委託金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

(委託金額の支払)

- 第12条 受注者は、前条第2項（同条第4項）の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払)

- 第13条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とこの契約書記載の履行完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 業務内容の変更その他の理由により著しく委託金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の委託金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 業務内容の変更その他の理由により、委託金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託金額の10分の4を超えるとときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第4項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第14条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、前条第4項の規定により委託金額を減額した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第15条 受注者は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第16条 受注者は、委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、委託業務の出来

形部分に対する委託金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより、部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 部分払の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} = \text{委託金額相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{委託金額})$$

$$\text{委託金額相当額} = \text{委託金額} \times \text{出来高額} / \text{設計額}$$

4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「委託金額相当額」とあるのは、「委託金額相当額から既に部分払の対象となった委託金額相当額を控除した額」とするものとする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者にこの委託業務の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、受注者にこの委託業務の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの委託業務の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(6) 受注者が、御坊市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱（平成22年12月1日施行）第9条に該当することとなったとき。

(7) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(8) 第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは委託業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託金額を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第13条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第16条の規定による部分払をしているときは、その部分払において、償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する委託金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付して、発注者に返還しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとし、契約保証金の納付がなく、又は契約保証金の額が委託金額の10分の1に満たないときは、受注者が委託金額の10分の1に相当する額又はその不足額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項（前条第1項第3号から第6号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、委託業務が完了しない間は、第17条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、第17条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項により、委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき、又は委託業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、これにより委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第17条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第17条第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(瑕疵担保)

第20条 発注者は、第11条第5項又は第6項の規程による引渡しの日から3年間、受注者に対して、業務成果品の瑕疵の修補を請求することができるものとする。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

2 発注者は、前項の瑕疵の修補に代え、又は修補とともに損害賠償の請求をすることができる。  
(賠償の予定)

第21条 受注者は、第17条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第17条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項

に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、受注者は当該賠償金全額を支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第22条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、発注者の支払うべき委託金額のうちからその支払わない金額を控除し、なお不足のあるときは、追徴する。

(秘密の保持等)

第23条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(著作権の帰属)

第24条 設計成果物又は設計成果物を利用して完成した工事目的物（以下「本工事成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、同法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等利用の許諾)

第25条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる方法による設計成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は、次の各号に掲げる方法による設計成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 設計成果物を利用して本工事目的物を完成すること。

(2) 前号の目的及び本工事目的物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正、若しくは改変することを又は発注者の委託した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる方法による本工事目的物の利用を許諾する。

(1) 本工事目的物を写真、模型、絵画、インターネットその他の媒体により表現すること。

(2) 本工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第26条 受注者は、発注者に対し、設計成果物及び工事目的物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 設計成果物又は本工事目的物の内容を公表すること。

(2) 本工事目的物に受注者又はその他の第三者の実名若しくは変名を表示すること。

3 受注者は、前条に規定する利用許諾について、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使せず、又は設計成果物及び本工事目的物に関連して著作者である第三者（発注者は除く。）をして、これを行使させない。

(著作権等の譲渡禁止)

第27条 受注者は、本工事目的物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第

三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第28条 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権その他の権利を侵害したことにより、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第29条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和2年度 円

令和3年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和2年度 円（実施設計料の前払い）

令和3年度 円（実施設計料の残（確認申請等の費用含む）

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。この場合発注者は、受注者に変更内容を通知しなければならない。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第30条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第13条中「契約書記載の履行完了の時期」とあるのは「契約書記載の履行完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第14条中「委託金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第16条第1項の委託金額相当額（以下この条及び次条において「委託金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第13条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第13条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第13条第1項の規定にかかわらず、受注者は、委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第14条第3項の規定を準用する。

6 各会計年度において前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

令和2年度 円

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第31条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について、発注者が必要があると認めるときは、部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 本契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第16条の第3項及び第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{委託金額相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{委託金額相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和2年度 回

令和3年度 回

(V E提案の履行確認)

第32条 発注者及び受注者は、受注者がV E提案書に記載した提案（以下本条において「本V E提案」という。）の履行につき、実施設計図書等及び詳細内訳書の説明に際して確認を行う。

2 受注者は、本V E提案を履行することができない場合、受注者は、直ちにその旨を監督員に通知しなければならない。

3 発注者が、前項の通知を受け、発注者・受注者間での協議を経た結果、受注者の責めに帰すべき事由により本V E提案を履行することができないと判断したときは、受注者は、本V E提案の変更について発注者の承諾を得たうえ、次の方法によりV Eを実施しなければならない。

(1) 要求品質・機能を低下させず工事費を低減できる手段の場合

V E項目に関する部分は、要求水準書等に基づき実施設計及び施工を行うものとする。この場合契約代金額の増額は認めない。

(2) 要求品質及び機能を向上させるが工事費は上げない（又は同等の）手段の場合

実施しないことは認めない。受注者はその責任において提案条件で実施すること。

4 本V E提案の目的を達成する意思が受注者に認められないほど、本V E提案の履行状況が特に悪質であると認められる場合は、発注者は契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

5 本条第2項から第4項は、本設計業務において提案されたV Eに対して準用し、履行確認は本条第1項と合わせて行う。

6 本条第2項から第4項は、施工業務において提案されたV Eに対して準用し、履行確認はその内容により確認時期を発注者と受注者で協議する。

(解釈等)

第33条 この契約の解釈に関して疑義が生じた場合又はこの契約の規定について法令等の範囲内で変更する必要性につき検討の必要が生じた場合、発注者と受注者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

2 要求水準等及び提案書類等の間に齟齬がある場合、この約款、要求水準等、提案書類等の順にその解釈が優先する（但し、提案書類等が要求水準等を上回る水準の提案を規定している場合には、当該部分については提案書類等が要求水準等に優先する。）。

(技術提案の履行確認)

第34条 受注者が技術提案書に記載した提案（以下、本条において「提案」という。）の履行については、提案の内容を考慮のうえ、この契約の締結後すみやかに、履行確認の方法を発注

者及び受注者にて協議する。

- 2 受注者が提案を履行することが出来ない場合、受注者は、直ちにその旨を監督職員に通知しなければならない。
- 3 発注者が前項の通知を受け、又は受注者が提案を履行しないことを発注者が発見した場合、発注者及び受注者は、提案の履行の可否について協議するものとする。
- 4 前項の協議の結果、発注者において、受注者が提案を履行することができるかと判断したときは、受注者は、速やかに提案を履行しなければならない。
- 5 第3項の協議の結果、発注者において、受注者がその責めに帰すべき事由により提案を履行することができないと判断したときは、受注者は、提案の変更について発注者の承諾を得なければならない。

(提案書等に基づいて本事業が履行できなかった場合等の措置)

第35条 発注者は、受注者が提出した提案書等に基づいて本事業を履行することができなかった場合は、本工事目的物の瑕疵の修補、委託金額の減額に加え、損害が発生しているときはその損害賠償の請求を行うことができる。

- 2 前項の規定は、受注者が共同企業体であるとき又はグループであるときは、その全ての構成員について適用する。
- 3 第1項において、第3条の2の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって損害賠償金に充当することができる。
- 4 発注者は、受注者が提出した提案書等の内容によることが困難で事業費が増額する場合は、自然災害等の不可抗力に基づく場合を除き、委託金額の変更等は行わないものとする。

(特許権等の使用)

第36条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(管轄裁判所)

第37条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第38条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(個人情報の保護)

第39条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(本契約の確定)

第39条 この契約は、市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

(共同企業体の場合の適用条項)

第40条 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通

じて行わなければならない。

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

### 第2 責任体制の整備

受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### 第3 作業責任者等の定め

- 1 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

### 第4 取扱場所の特定

- 1 受注者は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

### 第5 教育の実施

受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### 第6 守秘義務

受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### 第7 再委託

- 1 受注者は、本委託業務による個人情報を取り扱う事務については第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受注者は、本委託業務による個人情報を取り扱う事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、発注者の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 第9 個人情報の管理

受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい

等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 作業従事者の監督及び教育を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

#### 第10 収集の制限

受注者は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

#### 第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

#### 第12 複写又は複製の禁止

受注者は、本委託業務において発注者から提供された個人情報が記載された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### 第13 受渡し

受注者は、発注者受託者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

#### 第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

1 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

#### 第15 報告

受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

#### 第16 監査及び検査

1 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

#### 第17 事故時の対応

1 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければな

らない。

- 3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### 第18 契約解除

- 1 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### 第19 損害賠償

受注者の故意又は過失を問わず、受注者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。